

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業重要事項説明書
(令和7年4月7日現在)

1. 高島平地域包括支援センターが提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。ご不明な点は、ご遠慮なくおたずねください。

(1) 相談を受ける場所 下記の受付時間内に、お電話等でお申し込みの上①～③により対応いたします。

- ① 当事業所に直接おいでください
- ② 担当地域内のご自宅に訪問しご相談をお受けします
- ③ 入院などで上記①及び②が難しい場合は別途ご相談ください

(2) 連絡先および管理者 TEL 03-5922-5661 (AM9:00 ~ PM5:00 日・祝日、年末年始休業)
管理者 田畑 文子

2. 事業所の概要

(1) 保険者及びサービス提供地域

事業所名	高島平地域包括支援センター
所在地	〒175-0082 東京都板橋区高島平二丁目 32 番 2 号 107
保険者	板橋区
サービスを提供する地域	高島平1～3丁目、および別途保険者と協議して定める地域

(2) 事業所を設置する法人の概要

名称	公益社団法人 板橋区医師会
所在地	〒173-0012 東京都板橋区大和町1丁目7番
代表者	代表理事 齋藤 英治

(3) 事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名	事業所の運営、管理に関わる業務	1名
介護予防 ケアマネジメント 担当職員	主任介護支援専門員 (内1名管理者兼務) 社会福祉士 保健師 介護支援専門員 事務職員	1名以上 (1名) 1名以上 1名以上 1名以上 1名以上	①介護予防サービス計画作成および 評価にかかわる業務 ②介護保険給付、地域支援事業費等 の給付管理 ③その他介護予防支援事業等にかか わる業務	6名以上

(4) 営業時間

月～土曜日	AM9:00 ~ PM5:00
休業日	12月29日から翌年1月3日、日曜日・祝祭日

緊急時の連絡先及び電話番号 03-5922-5661 (時間外は留守番電話でのご案内となります。)

3. 事業の目的

当事業所は、板橋区条例で定める地域包括支援センターとして、住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、要支援者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人や家族の意向をもとに介護予防サービスを適切に提供するためサービス計画を作成し、介護予防サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供をはかります。

4. 当事業所の介護予防支援等の特徴および運営の方針

事業の実施については以下の（１）から（７）に基づき行っています。

（１） 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮します。

（２） 指定介護予防支援等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

（３） 指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、障害者支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

（４） 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

（５） 事業の実施に当たっては、保険者、行政関係機関、介護・医療関連サービス提供事業者および住民等による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。利用者においては、医療との連携を円滑に行えるよう、病院又は診療所に入院する際には当事業所の担当職員の氏名および連絡先を先方の病院等に伝えて下さい。

（６） 当事業所は現在、東京都福祉サービス第三者評価の実施はありません。

（７） その他、当事業の運営に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員および運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）、板橋区の条例を遵守するものとします。

5. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
介護予防サービス支援計画の作成とサービス提供事業者等との調整 （課題の把握、支援計画の作成、サービス担当者会議の開催）	・東京都及び板橋区で示された標準方式を使用し、利用者や家族の意向を確認のうえ介護予防サービス支援計画原案を作成し、サービス担当者会議等においてサービス提供事業者等と共に必要な援助を検討・調整の上、介護予防サービス支援計画を確定します。確定した計画に基づきサービス提供を開始します。 ・利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスを希望している場合等に利用者の同意を得て、主治医等の意見を求め、当該介護予防サービス・支援計画書を主治医等に交付します。
サービスの実施状況および課題の把握 （モニタリング）	毎月、担当職員が電話や訪問などにより利用者やサービス提供事業者からサービスの実施状況及び新たな課題を聞き取り把握いたします。原則として利用者の居宅に3か月に一度訪問いたします。
給付管理	予防給付や介護予防・生活支援総合事業等により受けられるサービスの範囲や種類を調整し、サービス提供事業者からの実施報告に基づき、保険給付の管理を行います。
利用者からの相談への対応	・利用者が要支援認定等の変更や更新認定を受ける際の申請の代行等の支援を行います。 ・施設入所や介護保険サービス、介護予防等に関する相談に随時対応いたします。

6. 利用料金

(1) 利用料

介護予防支援事業等の利用者は、介護保険および地域支援事業費により全額支払われるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日区市町村の窓口に出しますと、給付を受けられます。

＊介護予防支援費 1ヶ月5,038円、介護予防ケアマネジメントA 1ヶ月5,038円 ケアマネジメントB 4,890円 ケアマネジメントC 3,670円 いずれも、初回月は3,420円が加算されます。また、居宅介護支援事業所に一部委託をする場合は連携月に別途3,420円の委託連携加算が発生します。ただし高齢者虐待防止措置未実施の場合は上記の金額より減算措置となります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域では、交通費のご負担はありません。ただし利用者の都合により遠隔地への訪問を行い交通費が発生した場合には、事前に利用者および親族等の了解を得、公共交通機関利用に際しての実費をお支払いいただくことがあります。

(3) 解約料

介護予防支援事業等の利用がない場合、解約料等一切の料金は不要です。ただし、サービス提供事業者との契約にもとづいた解約の規定がある場合はこれを遵守してください。

(4) その他

支払方法：法定代理受領によらない介護予防サービス計画費、および大量の資料謄写代金（1枚につき30円の実費を申し受けます。）など通常の業務に要する以外のサービス料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、銀行振込あるいは現金集金とさせていただきます。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。当事業所の職員がご自宅にお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービス計画の作成等の一部委託について

当事業所は、保険者との協議によりサービス計画の作成事務、利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。その折には、委託先の事業者名及び担当者の氏名を別途お知らせします。

(3) サービスの終了 以下の①から④の事項に該当する場合当事業所が提供するサービスは終了となります。

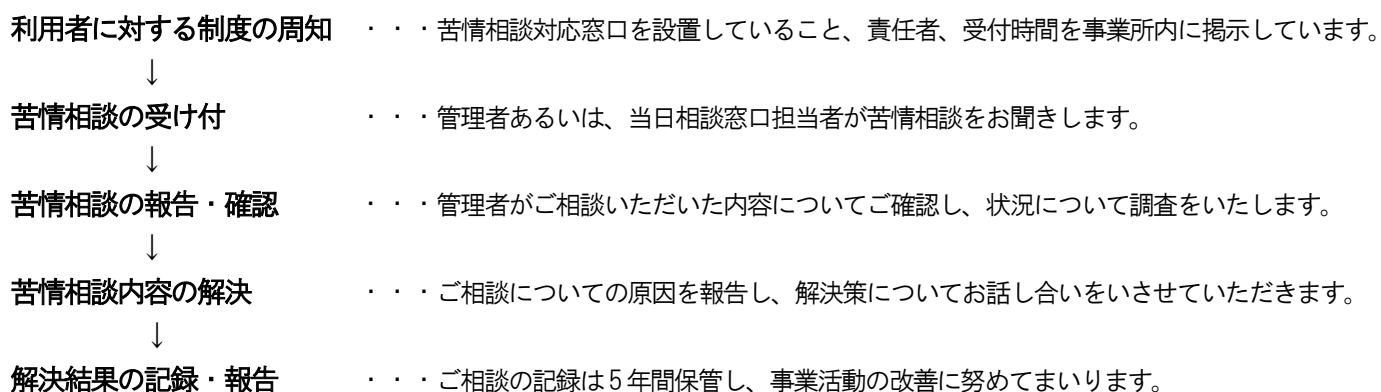
- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合 文書でお申し出くださればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、保険者と協議の上地域の他の介護予防支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・要介護と認定された場合
 - ・要支援認定更新の結果非該当あるいは元気力チェックリストによる対象要件に該当しなくなったとき
 - ・利用者がお亡くなりになった場合等
- ④ その他 利用者やご家族などが当事業所や当事業所の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8. サービス内容に関する苦情への対応

当事業所の介護予防支援事業等に関するご相談、苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ① 事業所相談窓口 担当者/事業所管理者（田畑文子） TEL 03-5922-5661
FAX 03-5922-5655 受付時間 月～土（日・祝、年末年始除く）9:00～17:00
- ② 公的な相談窓口
- 担当1 板橋区介護保険苦情・相談室（月から金 AM 9:00～PM 5:00 祝日・年末年始休業）
TEL 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402
- 担当2 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
（月から金 AM 9:00～PM 5:00 祝日・年末年始休業） TEL 03-6238-0177

③ 苦情相談対応の流れ



9. 個人情報の保護

担当職員その他事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後また職員が当事業所を退職後も同様です。また、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

10. 事故発生時の対応

担当職員等は、高島平地域包括支援センター緊急時対応マニュアルに基づき、介護予防支援事業等の提供による事故発生時には速やかに対応し、利用者が安心して同事業の提供を受けられるよう必要な措置を講じます。利用者に対する介護予防支援事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険の給付手続き等により、速やかに損害賠償を行います。当該事故の発生時には、保険者、利用者及び家族等に連絡し適切な措置を講じるとともに、事故発生の状況及び事故に際して採った処置について記録し、5年間その記録を保存し、事故が生じた際にはその原因を解明しその再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 感染症等の対策について

指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても当事業所の提供する支援を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し計画に従い必要な措置を行います。また、法人内に設置した感染対策委員会および災害対策委員会において感染症や非常災害発生時における業務の指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12、高齢者虐待の防止

指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、法人内に虐待防止委員会を設置し対応の指針を定め対策について検討し、職員に対する研修を定期的 to 実施します。養護者による虐待が疑われる利用者を発見した際は、速やかに保険者に通報し 対応にあたるものとします。当事業所虐待防止責任者 管理者（田畑文子）

13、その他運営に関する重要事項

- （1） 当事業者は、担当職員等の業務の質的向上をはかるため、研修の機会を設け、また業務支援体制について整備します。
- （2） 福祉・介護現場における利用者や家族等によるハラスメント対策について、関係者に周知し相談窓口を設けます。
- （3） 職場内における就業環境を整備するため、事業所内のハラスメント対策に取り組み、事業所としてハラスメントへの対応及び予防について真摯に取り組みます。
- （4） この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は保険者、公益社団法人板橋区医師会及び事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、板橋区条例第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申し込みに資する重要事項説明書により利用申込者の同意を文書により得るものとします。

説明年月日 令和 年 月 日

介護予防支援事業等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉 所在地 東京都板橋区高島平二丁目32番2号 107

名 称 高島平地域包括支援センター 印 説明者 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援事業等についての重要事項の説明を受け、同意し重要事項説明書を受領しました。

〈利用者〉 住 所 東京都板橋区高島平

氏 名 _____ 印

〈代理人〉 住 所

氏 名 _____ 印